

第7章 第1期平塚市成年後見制度利用促進計画

1 成年後見制度利用促進計画とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がい等により、自分ひとりで判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（※27）が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2016年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

利用促進法第14条第1項には、市町村の講じる措置として、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されています。

本市においては、2000年の成年後見制度発足時から自分ひとりで判断することが難しい高齢者、障がい者に対して制度の利用に対する支援を行ってきました。2014年9月には平塚市成年後見利用支援センター（以下「後見センター」という。）を県内でも早い段階で開設し、成年後見制度利用に関する相談を始めとし、制度の普及啓発や市民後見人（※28）養成等、幅広く成年後見制度に係る事業を行っています。

第3期地域福祉計画においても既に成年後見制度の利用促進に関する項目が位置付けられ、多数の取組を計画事業としています。さらに利用促進法の

※27 成年後見人等は、付与される権限の強さに応じて後見人、保佐人、補助人に分類されます。また、後見活動を行う主体は、「親族」、「第三者」（市民後見人（下記※28参照）や弁護士などの専門職を含む）、「法人」（社会福祉法人やNPO法人など）に分かれます。

※28 専門職等以外の人で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や後見関連団体等が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所から選任された者のことを指します。

施行や国の基本計画が策定されたことを受け、本市において支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、後見センターや制度の認知度の向上と後見活動の質の向上などを目的に「第1期平塚市成年後見制度利用促進計画（以下「成年後見促進計画」という。）」を策定することとしました。

2 成年後見制度の利用促進に関する現状と課題

(1) 成年後見制度に関する現状

(成年後見制度の概要)

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2制度があります。また、法定後見には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することになっています。

		類型	概要
		成年後見制度	法定後見制度
保佐	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において「保佐人」の同意を条件とすることにより、本人保護を図ります。 また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。		
補助	判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において「補助人」の同意を条件としたり、「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により、本人保護を図ります。		
任意後見制度	本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と財産管理等してもらう内容について任意後見契約を結んでおくことで、将来、判断能力が不十分な状態になった時にその契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。なお、任意後見契約がスタートする時には、家庭裁判所に申立てを行い、「任意後見監督人」が選任されます。		

判断能力

コラム 18 成年後見制度に係る事業やその他社会資源

高齢者や障がい者などの権利擁護については、成年後見制度をはじめとしてさまざまな社会資源があります。本市で活用できる事業や制度を紹介します。

1 日常生活自立支援事業

加齢や障がいにより一人では日常生活に不安のある方と市社協が契約を結ぶことで、福祉サービス利用援助等の支援を受けることができます。

相談先 ・ ・ ひらつかあんしんセンター（市社協）

2 法人後見事業

社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等となり、後見活動を行います。地域で活動する法人が担うことにより、地域に精通した後見活動や切れ目のない寄り添った支援が期待されています。

市内で受任実績がある法人 ・ ・ 市社協、NPO成年後見湘南

3 任意後見制度

判断能力が十分うちに、将来に備えて「支援をお願いしたい人」と「お願いしたい内容」について、公正証書による契約を結んでおきます。判断能力が低下した際に家庭裁判所に申立てを行い、あらかじめお願いしていた「任意後見人」と第三者による「任意後見監督人」が選任され、本人の意向に寄り添った後見活動が開始されます。

相談先 ・ ・ 後見センター、公証役場等

病気や障がい、加齢に伴う判断能力の低下等により、日々の金銭管理や将来の生活について不安に感じることもあると思います。自分や家族がどのような制度を利用することが出来るのか、色々な選択肢を知っておくことも大切です。

（国の状況）

認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることなどにより財産

の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、高齢化社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、2000年の制度開始から18年余りが経過しましたが十分に利用されていません。

内閣府の発表によると、2012年に462万人とされている認知症者数は、2015年には約520万人となり、2025年には約700万人になると推計されていますが、実際の成年後見制度の利用者は2012年12月末で約17万人弱、2015年12月末で約19万人にとどまっています。

そこで、国は2016年5月に利用促進法を施行、2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の利用を促進することとしました。

成年後見制度利用促進基本計画では、今後の施策の基本的な考え方として次の3点が挙げられています。

- ① ノーマライゼーション（※29）
- ② 自己決定権の尊重（※30）
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視（※31）

また、今後の施策の目標として次の4点が挙げられています。

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図る
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す

※29 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきことです。

※30 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきことです。

※31 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきことです。

国の基本計画では、市町村に中核機関（※32）の設置や地域連携ネットワーク（※33）の段階的整備などの役割が課されました。

（平塚市の状況）

本市においては、2014年9月に後見センターを開設して成年後見制度利用に関する相談を始めとし、制度の普及啓発や市民後見人養成等の事業を行っています。成年後見制度の利用者数は、2017年12月末で460人余りとなっています。

2017年7月から8月までに実施した市民意識調査では、「成年後見制度を知っている」と回答した人は40.3%、「後見センターを知っている」と回答した人は7.1%となっている他、「法定後見制度を利用したくない、利用したいかしたくないかどちらとも言えない」と回答した人のうち、理由として「制度がよくわからないから」と回答した人が36.9%となっています。

また、地域における成年後見制度の担い手育成として市民後見人の養成を行い、現在までに養成講座受講修了者は43人、そのうち市民後見人として後見受任をした人は延べ5人となっています。

その他、成年後見制度の申立てを行う者がいない人に対する取組として、市長による申立てを行い本人の権利擁護を図るとともに、後見報酬（※34）の負担が難しい人へ報酬の助成をすることで制度の利用支援を行っています。

※32 中核機関とは、主に次の役割を担う機関のことです。①成年後見制度の相談への対応、②関係者と後見人等が「チーム」となって本人を見守る体制の支援、③福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する「協議会」の開催、④家庭裁判所との連携、⑤後見人受任者調整等の支援

※33 地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みで、福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する「協議会」に家庭裁判所や中核機関等も含めたものです。

※34 後見報酬とは、成年後見制度を利用した際、後見人等に支払われる報酬のことを指します。後見人等が裁判所に報酬付与の申立てを行い、家庭裁判所がその後見事務内容や被後見人等の財産を総合的に考慮し、相当と判断した金額が、被後見人等の財産の中から支払われます。

成年後見制度の利用者数（2017年12月末日時点） 単位：人

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
平塚市	380	64	11	8	463
神奈川県	12,241	2,154	637	257	15,289
全国	165,211	32,970	9,535	2,516	210,290

1)成年後見制度の利用者(以下「利用者」という。)とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

2)本資料は、2017年12月末日時点で横浜家庭裁判所(管内支部を含む。以下同じ。)が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

3)2)の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。

4)利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地(原則として住民票所在地)である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

(出典：横浜家庭裁判所資料)

(2) 成年後見制度の利用促進に関する課題

本市においては、成年後見制度に関する現状を踏まえた各種の利用促進に関する取組を進めているところですが、制度の利用は十分に進んでいるとはいえない状況となっており、次のような課題が抽出されます。

○ 成年後見制度と相談窓口の周知と啓発の徹底

本人をはじめ、家族や近隣、ケアマネジャー等支援者などの知識が不十分なために、権利擁護に関する支援が必要な人が制度を利用することが出来ない可能性があります。後見センター、よろず相談センター等の相談窓口をより効果的に利用できるよう、さらなる周知と啓発が求められます。

○ 成年後見制度を利用しやすくする方策の検討

成年後見制度の利用にあたっては、まず制度自体が分かりにくく馴染みにくいこと、必ず望んだ候補者が後見人になるとは限らないこと、親族以外の第三者が後見人になった場合には後見報酬の支払いが生じること、さらには普段行くことのない家庭裁判所で申立て手続をすることなど、利用しづらさを感じる場面があります。制度や相談窓口の周知徹底や利用に際しての相談

をより丁寧に行うこと、あるいは関係機関と連携しながら利用しやすくする方策の検討を行うことが必要です。

○ 地域連携ネットワーク体制の構築

権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みとして国から段階的整備を求められている地域連携ネットワークは、本市における既存のネットワーク体制の活用も含め、求められる役割や機能の整理が必要です。

○ 中核機関の機能整理と設置

地域における権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、中核となり、相談機能をはじめ、必要な会議のコーディネートや運営を行う機関が必要とされていることから、本市において成年後見相談の中核となっている後見センターの活用も含め、中核機関の役割や機能の整理が必要です。

○ 地域における権利擁護の担い手育成

2012年から県と協働し市民後見人の養成を開始しましたが、年々市民後見人養成講座の受講者数は減少傾向にあり、地域における権利擁護の担い手を確保するための取組が必要です。

○ 市長申立てによる権利擁護が必要な人への支援の普及

成年後見制度が必要な状況であっても、申立てを行う人がいないために制度を利用できていない人などに対して市長による申立てを行っていますが、地域のニーズを的確に把握し、確実に支援につなげる必要があります。

○ 後見報酬助成のあり方の検討

後見報酬の支払いが困難な人への助成を行っていますが、申立て費用や後見監督人報酬の助成は行っていません。今後の制度の利用促進を図る上で、本市における助成制度のあり方の検討が必要です。

3 施策の推進の基本的な考え方

こうした現状把握と課題抽出を前提として、さらに第3章で整理した計画

全体の基本理念や基本目標を踏まえた成年後見促進計画における施策の推進の基本的な考え方は、次のとおりです。

障がいや加齢による判断力の低下などがあっても、適切に成年後見制度などへつなぎ、一人の人として権利が守られる地域づくりを目指します。

施策の推進の基本的な考え方を実現するために、成年後見制度及び後見センターの周知徹底や理解促進、また、後見業務の担い手確保と質の向上などが求められています。そのため、成年後見制度の啓発と周知等の成年後見制度利用支援体制の充実、地域における権利擁護の担い手支援、申立て者がいない人など成年後見制度の利用が困難な人への支援、権利擁護に係る地域連携ネットワークづくりなどを推進します。



4 市民、関係団体、市（市社協）の役割

成年後見促進計画の推進には、単に市や市社協が施策を推進するだけでなく、地域全体の取組が不可欠です。そのため、次のとおり市民、関係団体、市（市社協）に期待される役割を整理しました。

【成年後見促進計画を推進するために期待される主な役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度を含む権利擁護関連事項への関心と、市民向け講座等への参加による知識の習得 ・ 親族後見人向け講習会への参加を通じた、知識不足等による不適切な後見事務の回避
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろず相談センターや相談支援事業所、居宅介護支援事業所等は、地域の権利擁護ニーズの把握と、支援が必要な人に対する適切な相談窓口へのつなぎ ・ 第三者後見人受任団体等は、市や後見センターと連携することによる、後見活動の質の向上と、利用者あるいは家族等に対する充実した支援の提供
市（市社協）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の利用が必要であるのに、申立てや報酬の支払いが困難なために利用に結び付かない人への支援 ・ 後見センターによる相談事業、普及啓発事業、市民後見人養成事業の充実による、権利擁護ニーズへの迅速かつ適切な対応 ・ 権利擁護に関連する課題やニーズの取りまとめ、解決に向けた調査・検討 ・ 関係機関と情報・認識を共有する場面の確保を通じた地域における対応力の底上げ

5 成年後見制度利用促進の取組

本計画における成年後見制度利用促進の取組は、次のとおりです。なお、成年後見促進計画の数値等目標については、別冊の23ページ以降に取りまとめました。

(1) 成年後見制度利用支援体制の充実	01 成年後見利用支援センター運営事業
	02 中核機関のあり方の検討
	03 成年後見制度の啓発と周知
(2) 地域における権利擁護の担い手支援	04 市民後見人の養成
	05 親族後見人への支援拡充
(3) 成年後見制度の利用が困難な人への支援	06 申立て者がいない人への支援
	07 後見報酬の支払いが困難な人への支援
(4) 権利擁護にかかる地域連携ネットワークづくり	08 地域連携ネットワーク体制の構築
	09 第三者後見人交流機会の確保
	10 成年後見制度利用促進協議会の設置

(1) 成年後見制度利用支援体制の充実

成年後見制度の必要性は年々高まっていますので、制度のさらなる周知と啓発が必要です。また、今後の利用者の増加に対応するためには利用支援体制を充実させることが必要です。そのため、周知と啓発を強化するとともに利用促進法で示された「中核機関」のあり方を検討し、後見センターの機能強化を図ります。

01 成年後見利用支援センター運営事業

(事業に関する現状)

2014年9月に後見センターを開設し、成年後見制度に関する相談機能、

制度の普及啓発機能、市民後見人養成機能などを担っています。

＜後見センター相談件数＞

相談件数	電 話			来 所		
	初 回	継 続	合 計	初 回	継 続	合 計
2014 年度	119	84	203	35	54	89
2015 年度	168	225	393	33	89	122
2016 年度	187	345	532	56	115	171
2017 年度	207	365	572	61	145	206

(出典：後見センター資料)

※2014 年度は9月 16 日開所から年度末までの統計。2015 年度以降は年度統計

(事業に関する課題)

本市における成年後見制度の専門相談窓口として後見センターを開設していますが、市民意識調査による後見センターの認知度は 7.1%となっており、成年後見制度の利用が必要な人に後見センターの情報が行き届いていません。

(取組の方向性)

後見センターの認知度向上を図り、成年後見制度の利用が必要な人が相談できるようにします。

(事業の概要)

後見センター事業運営について、事業内容の精査や体制見直しの検討をします。また、民生委員児童委員やよろず相談センターへ周知等を行うことで後見センターの認知度向上を図ります。

02 中核機関のあり方の検討

(事業に関する現状)

利用促進法では、地域連携ネットワークの整備や運営の中核となる機関の設置が求められています。

(事業に関する課題)

既存の機関の活用も含め、中核機関のあり方についての検討が必要です。

(取組の方向性)

中核機関として必要とされる機能を精査した上で、後見センターとの役割分担を定めます。

(事業の概要)

中核機関として期待される機能の検証・評価を通じ、中核機関の設置につなげます。

03 成年後見制度の啓発と周知

(事業に関する現状)

成年後見制度の普及啓発を目的として、出張講座や専門講座を行っています。2017年度は、出張講座、専門講座合わせて18回開催し、延べ812人が受講しました。

<普及・広報事業実績>

	開催回数	参加人数
2014年度	8回	270人
2015年度	16回	553人
2016年度	17回	584人
2017年度	18回	812人

(出典：後見センター資料)

(事業に関する課題)

福祉関係者等への周知は進んでいますが、周知対象に偏りがあり、より広く市民に周知を進めていく必要があります。

(取組の方向性)

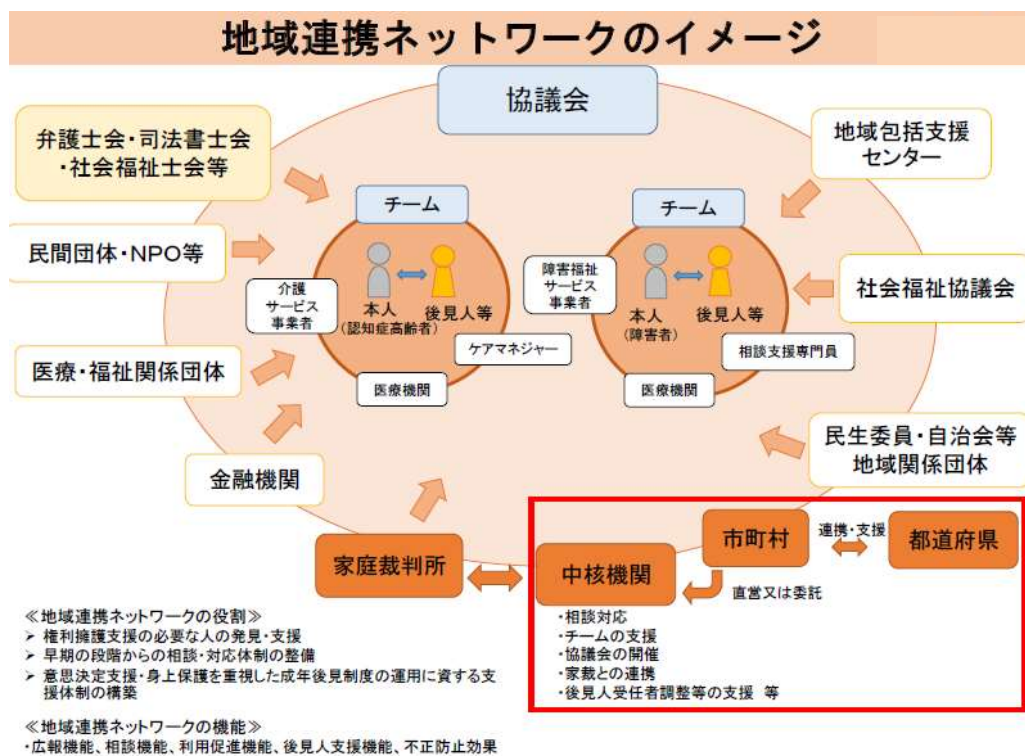
新たな講演内容や方法を取り入れることで、福祉関係者はもとより、幅広く市民全体に成年後見制度を普及啓発し、成年後見制度への関心を高めます。

(事業の概要)

福祉関係機関、民生委員児童委員を中心とした出張講座、中高年を中心とした専門講座を行うとともに、大学生や高校生等の若年層に対する知識の浸透及び興味・関心の向上を目指し、演劇等による普及啓発を行います。

コラム 19 中核機関・地域連携ネットワークの考え方

国の成年後見制度利用促進基本計画においては、図のような地域連携ネットワークの構築が求められています。また、地域連携ネットワークがより効果的に機能するため、「中核機関」の設置も求められています。



(内閣府 成年後見制度利用促進基本計画のポイント資料より抜粋)

図のネットワークが機能するためには、地域の実状に合わせて「協議会」「チーム」「中核機関」などの内容や中身を明確化し、本市ができること、できないことの検討が必要です。また、行政だけではなく関係するさまざまな機関との役割分担も重要となります。より効果的なつながりを構築するための検討が不可欠といえます。

(2) 地域における権利擁護の担い手支援

地域の中で成年後見制度を支える人材の育成には、市民後見人の養成に加え、親族が担う親族後見人も含めて制度の知識・理解を深め幅広く権利擁護に関わる活動をする人材を増やし、地域の中での権利擁護意識の向上を進める必要があります。そのために人材育成及び親族後見人支援を行います。

04 市民後見人の養成

(事業に関する現状)

2013年に市民後見人の養成を開始し、現在までに43人が市民後見人養成講座を修了しており、そのうち法人後見に関わる「後見サポーター」(※35)として登録している人は24人、市民後見人として後見受任をした人は延べ5人となっています。

(事業に関する課題)

成年後見制度の必要性が年々高まっていることから、市民後見人の養成を強化する必要があります。また、講座修了後に市民後見人としての活動が難しい場合など、成年後見活動から離れてしまうケースもあることから、市民後見人以外の活躍の場を確保することも求められます。

(取組の方向性)

成年後見制度を含む高齢者や障がい者の権利擁護に関する幅広い知識を備える機会を設け、成年後見制度への興味・関心の向上を図ります。また、講座修了者に対しては、市民後見人だけではなく、権利擁護に関する業務を行う支援員等として活躍する場面を提供します。

(事業の概要)

「権利擁護人材育成講座」を市民後見人養成講座の一部として新設し、将来的に成年後見制度を含む権利擁護活動に関わるきっかけづくりとします。

※35 市社協の法人後見事業における後見活動支援員のことを指します。

また、親族後見人にも講座受講を促し、知識習得の場として活用します。

05 親族後見人への支援拡充

（事業に関する現状）

市役所や後見センター等を介さずに親族後見が開始することもあるため、現状では利用実態の把握は難しく、具体的な支援に結びついていません。

（事業に関する課題）

成年後見人等における親族の割合は約 30%で一定割合を占めていますが、経験や専門知識の不足による不適切後見事務が見受けられます。

（取組の方向性）

家庭裁判所と連携して監督機能と支援機能の役割分担を明確にした上で、後見センターを中心に申立てから受任調整、受任後の活動支援など親族後見人への支援を行います。

（事業の概要）

家庭裁判所において案内チラシを配布するなど、後見センターが親族後見人の活動に対する相談・支援窓口であることを広く周知します。

後見センターに、親族申立ての相談から、受任調整、受任後の活動支援、家庭裁判所との連携を含めて継続的に関わる仕組みを構築するとともに、不正横領となってしまう具体例を提示するなど親族後見人への講習会を開催します。

（3）成年後見制度の利用が困難な人への支援

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りの人がいない、経済的に困窮しているなどの理由で必要な支援に結びつかないケースがあるなど、成年後見制度の利用が困難な人への支援拡充が求められています。

こうしたことを踏まえ、市長申立て事務や報酬助成のあり方の検討を行います。

06 申立て者がいない人への支援

（事業に関する現状）

成年後見制度利用の申立てが出来る4親等以内の親族がいない人に対し、関係機関等からの要請に基づき市長による申立てを行っています。

＜平塚市 市長申立て実績＞年度統計 (単位：件)

区 分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	計
2013年度	4	3	4	11
2014年度	14	0	1	15
2015年度	15	0	1	16
2016年度	14	3	0	17
2017年度	19	1	2	22

(出典：福祉総務課資料)

（事業に関する課題）

関係機関によって必要性の判断に違いがあります。また、後見人等の選任後は原則として市の関わりがなくなるため、後見活動に問題がある場合でも関与が難しい状況です。

（取組の方向性）

継続的に市が関与することで、4親等以内の身寄りがない人であっても安心して成年後見制度が利用できる仕組みづくりを進めます。

(事業の概要)

市長による申立ての仕組みについて関係者へ研修等を行い、ニーズの早期発見、早期相談を徹底します。また、申立て事務の効率化のため事務委託を検討します。なお、後見人等選任後は後見センターが中心となり、継続的に被後見人等に関わる仕組みを構築します。

07 後見報酬の支払いが困難な人への支援**(事業に関する現状)**

後見報酬の支払いが困難な人に後見報酬を助成しています。

<平塚市 後見報酬助成実績>年度統計 (単位：件)

区分	65歳以上	65歳未満	計
2013年度	5	0	5
2014年度	4	1	5
2015年度	6	2	8
2016年度	18	1	19
2017年度	14	1	15

(出典：福祉総務課資料)

(事業に関する課題)

今後、助成対象者が増加することが予想されるため、財源確保が大きな課題です。また、現在のところ後見申立て費用や後見監督人の報酬が助成対象となっておらず、検討が必要です。

(取組の方向性)

金銭的な課題があっても安心して成年後見制度が利用できる仕組みづくりを推進するとともに、後見申立て費用や後見監督人報酬に対する助成のあり方について検討します。また、国や県へ財源について要望していきます。

(事業の概要)

後見人等の報酬の支払いが困難な人を対象に要綱に基づく後見等報酬助成を行うとともに、後見監督人報酬等に対する助成のあり方を検討します。

コラム 20 成年後見制度の利用促進にあたって、より利用 しやすくするために必要なこと

成年後見制度が発足して18年が経過しましたが、制度の利用が十分に進んでいないことは「成年後見制度に関する現状」で触れたとおりです。利用が進まない理由の一つに「制度の利用しづらさ」があり、例として次のようなことが挙げられます。

- ・ 制度の利用には家庭裁判所への申立てが必要だが、一般的に裁判所は敷居が高いイメージがある
- ・ 誰が成年後見人等になるのかは家庭裁判所が決定するため、申立て者が決めることはできない
- ・ 制度の利用を始めると、原則的には一生制度を利用し続けることとなる
- ・ 制度を利用するための費用が生じる（後見報酬の支払い）

制度の利用しづらさを感じる点は、人によって異なります。また、成年後見人等による不適切な後見事務（お金の使い込みなど）が少なからず発生していることも、制度の印象を悪くし、利用を妨げる一因となっています。

利用者がメリットを実感し、安心して制度を利用するためにはどうすれば良いのか、国においてもさまざまな検討がなされています。本市としては、国の動向を踏まえ、必要な人に正しく制度を利用してもらうための体制整備や、不正防止に向けた検討をしていくことが喫緊の課題となっています。

（４）権利擁護にかかる地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用を促進するためには地域連携ネットワークの構築はもちろんのこと、成年後見制度の推進を総合的に協議する組織も不可欠です。

そのため、地域連携ネットワーク体制の構築についての検討や、後見受任者の交流機会の設置などにより、地域での連携体制の強化を推進します。また、成年後見制度の利用促進にかかる協議会の設置により、地域での利用促進に関する審議を行います。

08 地域連携ネットワーク体制の構築

（事業に関する現状）

平塚市成年後見支援ネットワーク連絡会を年2回開催し、行政、専門職団体、保健福祉関係機関等約40団体による連携体制の構築と制度利用に向けた情報共有を行っています。

（事業に関する課題）

利用促進法において示されている「地域連携ネットワーク」では、中核機関が主体となった協議会において連携を強化するだけでなく個別事案を取り扱うなど、現状の平塚市成年後見支援ネットワーク連絡会が担っている機能より多種多様な機能を求められていることから、本市において必要とされる機能を精査する必要があります。

（取組の方向性）

既存の会議体を活用して、個別事案の取扱いなどを実現することで利用促進法の示す「地域連携ネットワーク」の実現を目指します。

（事業の概要）

平塚市成年後見支援ネットワーク連絡会を活用して、地域課題の検討、情報共有を行い、連携を強化することで地域連携ネットワークの構築を行います。また、関係者による個別支援のチームを構成し、適正な利用に向けた支

援を行います。

09 第三者後見人交流機会の確保

（事業に関する現状）

弁護士などの専門職種、市民後見人などの第三者後見人については、それぞれの職責において後見活動を展開しており、職種を超えた横断的な交流の機会がありません。

（事業に関する課題）

第三者後見人の職種により、後見活動の内容に差が生じています。

（取組の方向性）

他の後見人の活動を知ることにより自身の活動の参考にしてもらうとともに、顔の見える関係を構築し、後見活動の質の向上を図ります。

（事業の概要）

本市で後見活動を行っている第三者後見人を対象に後見活動の充実に資するよう交流会を開催します。

10 成年後見制度利用促進協議会の設置

（事業に関する現状）

本市の成年後見制度利用促進に関する検討は、「平塚市成年後見利用支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）」において行っています。

（事業に関する課題）

運営協議会の主たる審議事項は後見センターの運営に関する監督・企画調整であり、広く成年後見制度の利用促進に関する審議をするためには運営協議会の位置付けを大幅に見直す必要があります。

（取組の方向性）

広く成年後見制度の利用促進に関する審議をする、新たな協議会を設置します。

(事業の概要)

既存の運営協議会を、本市における成年後見制度に関する事業、取組を審議し、後見センターの適切な事業運営の推進を担う「平塚市成年後見制度利用促進協議会」として設置することにより、成年後見制度の利用促進を協議する体制整備を図ります。

コラム 21 権利擁護ネットワークのつながり

権利擁護に関する横のつながりを強化するため、情報交換や共有の場として「平塚市成年後見支援ネットワーク連絡会」が年2回開催されています。市内の高齢福祉関係団体、障がい福祉関係団体、医療機関、行政機関、専門職団体等に参加を呼びかけ、毎回30～40団体の出席があります。連絡会では各機関の取組や、共有すべき情報の提示等を通して連携体制の構築を図っています。

今後は、成年後見制度だけではなく、広く権利擁護のつながりを強化していくためのネットワークとなることが期待されます。



平塚市成年後見
支援ネットワーク
連絡会の様子

